

令和2年2月

ご契約者様

LASHIC 少額短期保険株式会社

2020年4月1日施行の民法改正に関わる
「普通保険約款」変更のご案内

平素は当社の保険をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして、本年4月1日より民法が改正され、新民法が施行されます。

この改正に伴い、ご契約いただいている保険の約款に改正された民法に合わせるため、一部変更を行いましたので、ご案内申し上げます。

更新契約より変更された点については「新約款が適用（変更のないところは従来の約款内容）」が適用されます。

なお、今回の改訂で、保障内容およびお取扱いについて、皆様の不利になる変更はございません。

変更した約款内容を比較対照表としてご案内いたしますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

以降の掲載内容（変更部分）につきましては、ご契約いただいております「更新完了通知」に同封させていただきます。

1) 医療保険【約款新旧対照表】

医療保険旧約款内容	医療保険新約款内容
<p>(責任開始日)</p> <p>第 4 条 当社が当月 1 日から末日までに保険契約の申込を受けその申込を承諾したときは、翌月 1 日を責任開始日とします。</p> <p>2 当社の保険責任は責任開始日の午前 0 時に始まりません。</p>	<p>(責任開始日)</p> <p>第 4 条 当社が当月 1 日から末日までに保険契約の申込を受けその申込を承諾したときは、承諾した日の属する月の翌月 1 日午前 0 時に当社の保険責任を開始します。</p> <p>2 前項により申込を承諾した場合、保険契約内容を記載した引受通知書を保険契約者に送付します。なお、引受通知書の発信をもって、保険契約が成立するものとします。</p>
<p>(保険証券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は保険証券に代えて保険契約内容を記載した引受通知書を保険契約者に送付します。ただし、保険契約者から請求がある場合は、保険証券の発行を行います。</p>	<p>(保険証券の発行)</p> <p>第 7 条 保険契約者から請求がある場合は、保険証券を発行します。</p>
<p>(契約年齢誤りの場合の処理)</p> <p>第 21 条 責任開始日における被保険者の生年月日に誤りがあった場合、以下のとおりとします。</p> <p>(1)実際の年齢が当社の定める引受範囲外である場合は、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を返還します。</p> <p>(2)実際の年齢が当社の定める引受範囲内である場合は、年齢の訂正および保険料の訂正を行います。</p>	<p>(契約年齢誤りの場合の処理)</p> <p>第 21 条 責任開始日における被保険者の生年月日に誤りがあった場合、以下のとおりとします。</p> <p>(1)実際の年齢が当社の定める引受範囲外である場合は、保険契約を取り消すことができるとし、最初に保険契約を締結したときに遡って払い込まれた保険料を返還します。</p> <p>(2)実際の年齢が当社の定める引受範囲内である場合は、年齢の訂正を行い、最初に保険契約を締結した日に遡って保険料の差額の追徴または返還をします。</p>
<p>(時効)</p> <p>第 24 条 給付金の請求権は、支払事由の発生日の翌日から起算して 3 年を経過した場合、時効により消滅します。</p> <p>2 保険料返還の請求権は、返還事由の発生日の翌日から起算して 3 年を経過した場合、時効により消滅します。</p>	<p>(時効)</p> <p>第 24 条 給付金の請求権は、給付金請求権者が、第 1 条に定める給付金の支払事由に該当する入院をしたこと、または手術を受けたことを知った日を起算日として、3 年間これを行使しなかったときは時効により請求権は消滅するものとします。</p> <p>2 保険料返還の請求権は、保険契約者またはその相続人が保険契約が終了または契約内容等の変更で保険料の返還が生じることを知った日を起算日として、3 年間これを行使しなかったときは時効により請求権は消滅するものとします。</p>

2) 就業不能保険【約款新旧対照表】

就業不能保険旧約款内容	就業不能保険新約款内容
<p>(責任開始日)</p> <p>第 4 条 当社が当月 1 日から末日までに保険契約の申込を受けその申込を承諾したときは、翌月 1 日を責任開始日とします。</p> <p>2 当社の保険責任は責任開始日の午前 0 時に始まりです。</p> <p>(保険証券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は保険証券に代えて保険契約内容を記載した引受通知書を保険契約者に送付します。ただし、保険契約者から請求がある場合は、保険証券の発行を行います。</p> <p>(契約年齢誤りの場合の処理)</p> <p>第 21 条 責任開始日における被保険者の生年月日に誤りがあった場合、以下のとおりとします。</p> <p>(1)実際の年齢が当社の定める引受範囲外である場合は、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を返還します。</p> <p>(2)実際の年齢が当社の定める引受範囲内である場合は、年齢の訂正および保険料の訂正を行います。</p> <p>(時効)</p> <p>第 24 条 給付金の請求権は、支払事由の発生日の翌日から起算して 3 年を経過した場合、時効により消滅します。</p> <p>2 保険料返還の請求権は、返還事由の発生日の翌日から起算して 3 年を経過した場合、時効により消滅します。</p>	<p>(責任開始日)</p> <p>第 4 条 当社が当月 1 日から末日までに保険契約の申込を受けその申込を承諾したときは、承諾した日の属する月の翌月 1 日午前 0 時に当社の保険責任を開始します。</p> <p>2 前項により申込を承諾した場合、保険契約内容を記載した引受通知書を保険契約者に送付します。なお、引受通知書の発信をもって、保険契約が成立するものとします。</p> <p>(保険証券の発行)</p> <p>第 7 条 保険契約者から請求がある場合は、保険証券を発行します。</p> <p>(契約年齢誤りの場合の処理)</p> <p>第 21 条 責任開始日における被保険者の生年月日に誤りがあった場合、以下のとおりとします。</p> <p>(1)実際の年齢が当社の定める引受範囲外である場合は、保険契約を取り消すことができるとし、最初に保険契約を締結したときに遡って払い込まれた保険料を返還します。</p> <p>(2)実際の年齢が当社の定める引受範囲内である場合は、年齢の訂正を行い、最初に保険契約を締結した日に遡って保険料の差額の追徴または返還をします。</p> <p>(時効)</p> <p>第 24 条 給付金の請求権は、給付金請求権者が、第 1 条に定める就業不能給付金の支払事由に該当する状態となったことを知った日を起算日として、3 年間これを行ってしなかつたときは時効により請求権は消滅するものとします。</p> <p>2 保険料返還の請求権は、保険契約者またはその相続人が保険契約が終了または契約内容等の変更で保険料の返還が生じることを知った日を起算日として、3 年間これを行ってしなかつたときは時効により請求権は消滅するものとします。</p>

3) 要介護費用保険【約款新旧対照表】

要介護費用保険旧約款内容	要介護費用保険新約款内容
<p>(責任開始日)</p> <p>第 3 条 当社が当月 1 日から末日までに保険契約の申込を受けその申込を承諾したときは、翌月 1 日を責任開始日とします。</p> <p>2 当社の保険責任は責任開始日の午前 0 時に始まります。</p> <p>(保険証券の発行)</p> <p>第 6 条 当社は保険証券に代えて保険契約内容を記載した引受通知書を保険契約者に送付します。ただし、保険契約者から請求がある場合は、保険証券の発行を行います。</p> <p>(契約年齢誤りの場合の処理)</p> <p>第 20 条 責任開始日における被保険者の生年月日に誤りがあった場合、以下のとおりとします。</p> <p>(1)実際の年齢が当社の定める引受範囲外である場合は、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を返還します。</p> <p>(2)実際の年齢が当社の定める引受範囲内である場合は、年齢の訂正および保険料の訂正を行います。</p> <p>2 (新設)</p> <p>(時効)</p> <p>第 23 条 給付金の請求権は、支払事由の発生日の翌日から起算して 3 年を経過した場合、時効により消滅します。</p> <p>2 保険料返還の請求権は、返還事由の発生日の翌日から起算して 3 年を経過した場合、時効により消滅します。</p>	<p>(責任開始日)</p> <p>第 3 条 当社が当月 1 日から末日までに保険契約の申込を受けその申込を承諾したときは、承諾した日の属する月の翌月 1 日午前 0 時に当社の保険責任を開始します。</p> <p>2 前項により申込を承諾した場合、保険契約内容を記載した引受通知書を保険契約者に送付します。なお、引受通知書の発信をもって、保険契約が成立するものとします。</p> <p>(保険証券)</p> <p>第 6 条 保険契約者から請求がある場合は、保険証券を発行します。</p> <p>(契約年齢および性別誤りの場合の処理)</p> <p>第 20 条 責任開始日における被保険者の生年月日に誤りがあった場合、以下のとおりとします。</p> <p>(1)実際の年齢が当社の定める引受範囲外である場合は、保険契約を取り消すことができることとし、最初に保険契約を締結したときに遡って払い込まれた保険料を返還します。</p> <p>(2)実際の年齢が当社の定める引受範囲内である場合は、年齢の訂正を行い、最初に保険契約を締結した日に遡って保険料の差額の追徴または返還をします。</p> <p>2 保険期間の途中で被保険者の性別に誤りがあった場合、性別の訂正を行い、最初に保険契約を締結した日に遡って保険料の差額の追徴または返還をします。</p> <p>(時効)</p> <p>第 23 条 給付金の請求権は、給付金請求権者が、被保険者が第 1 条に定める要介護費用給付金の支払事由に該当する状態となったことを知った日を起算日として、3 年間これを行使しなかったときは時効により請求権は消滅するものとします。</p> <p>2 保険料返還の請求権は、保険契約者またはその相続人が保険契約が終了または契約内容等の変更で保険料の返還が生じることを知った日を起算日として、3 年間これを行使しなかったときは時効により請求権は消滅するものとします。</p>